



浪江駅周辺地区の 都市計画変更に係る説明会

- 令和8年5月21日（木）： 午前10時00分～ いわき市 （会場：浪江町役場いわき出張所）
午後2時30分～ 浪江町 （会場：ふれあい交流センター会議室）
- 令和8年5月22日（金）： 午後2時00分～ 福島市 （会場：浪江町福島出張所2階会議室）

本日の説明会の目的

本日の説明会は、令和3年12月に決定した『浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設』に係る都市計画の変更案を作成するにあたり、町が作成した素案の内容を、広く町民の皆様にご説明するために開催するものです。

復興拠点整備と都市計画について

- 浪江町では、「浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月）」において、まちの顔である浪江駅周辺を核とした中心市街地整備を推進することとしています。
- また、令和3年3月「浪江駅周辺整備計画」を策定し、駅周辺の整備方針を中心に、周辺エリアへの波及効果も含め、まちづくりの方向性を整理しました。
- 浪江駅周辺地区は、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、都市計画に『一団地の復興再生拠点市街地形成施設※』として位置付け、福島復興再生拠点整備事業として整備します。

※「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画に定めると？

→町は、「福島再生加速化交付金」を活用することができます。

→都市計画決定後は、建築行為に制限がかかり、計画的なまちづくりに寄与します。

1 都市計画変更の目的

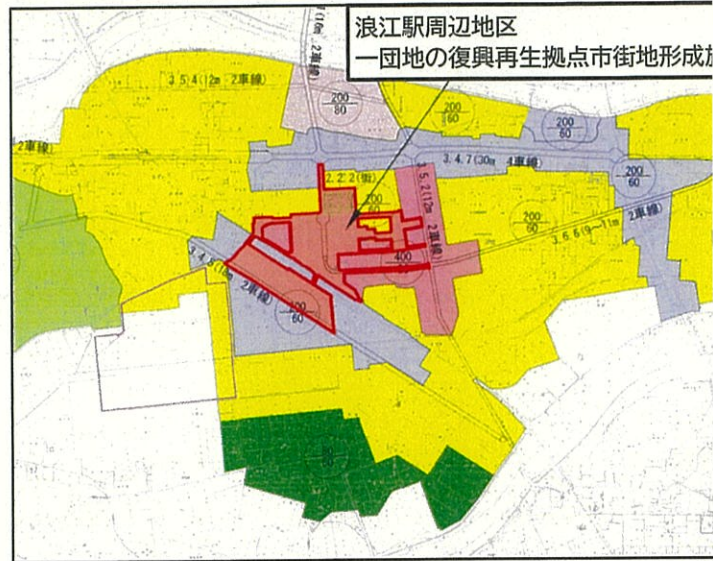
- ①既存の公共公益施設等を含め、復興再生拠点の形成に向けた事業区域の見直し
- ②「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画※」を踏まえた基盤整備にかかる土地利用と事業区域の見直し
- ③設計の進捗に伴う道路等の公共施設の変更

※浪江駅周辺グランドデザイン基本計画は、令和3年3月に策定した「浪江駅周辺整備計画」に基づいて整備を行う建物や街並みのデザインを定めたものです。（令和4年3月策定）

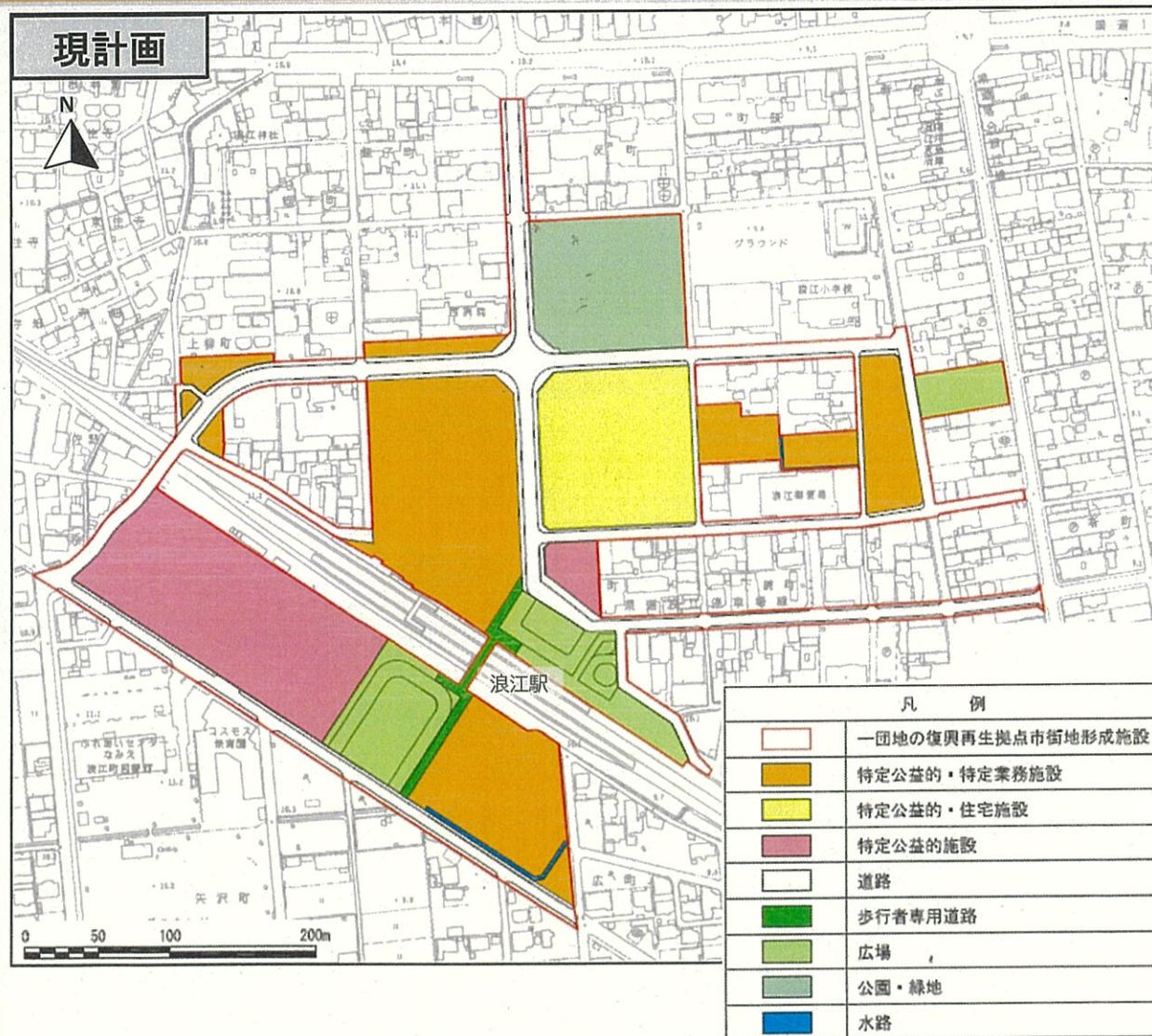
2 都市計画変更案の概要について

(1) 名称、位置・区域、面積

- 名 称 浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 位 置 双葉郡浪江町大字権現堂 字塚越、字上馬洗田、字下馬洗田、字上柳町、字中柳町、字下柳町、字上続町、字下続町、字北深町、字南深町、字蛭子町、字新町、字由草田、字矢沢町及び字一丁田、大字川添字佐野
- 面 積 変更案：約 11.8ha
現計画：約 11.6ha



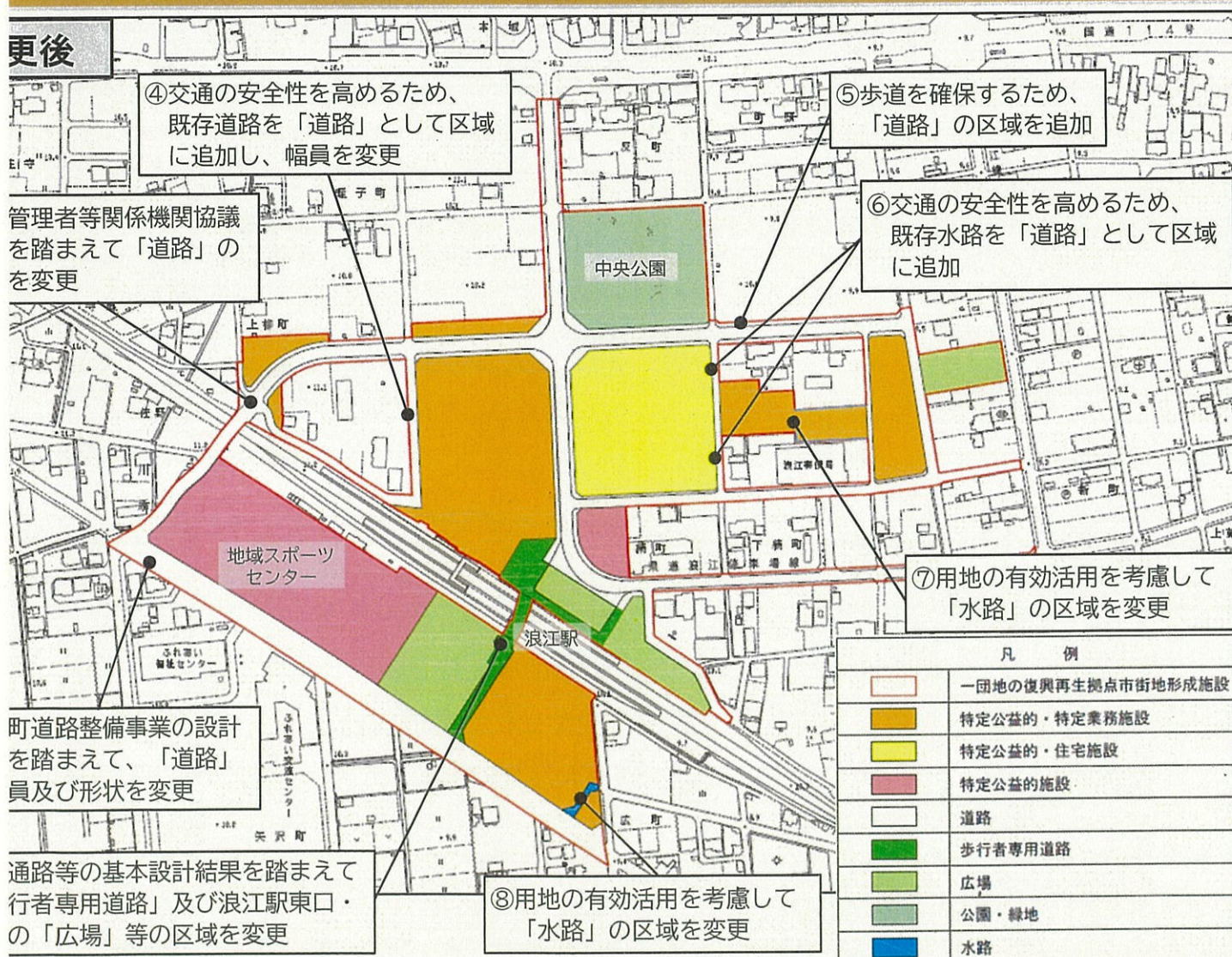
(3) 事業区域及び土地利用計画の変更



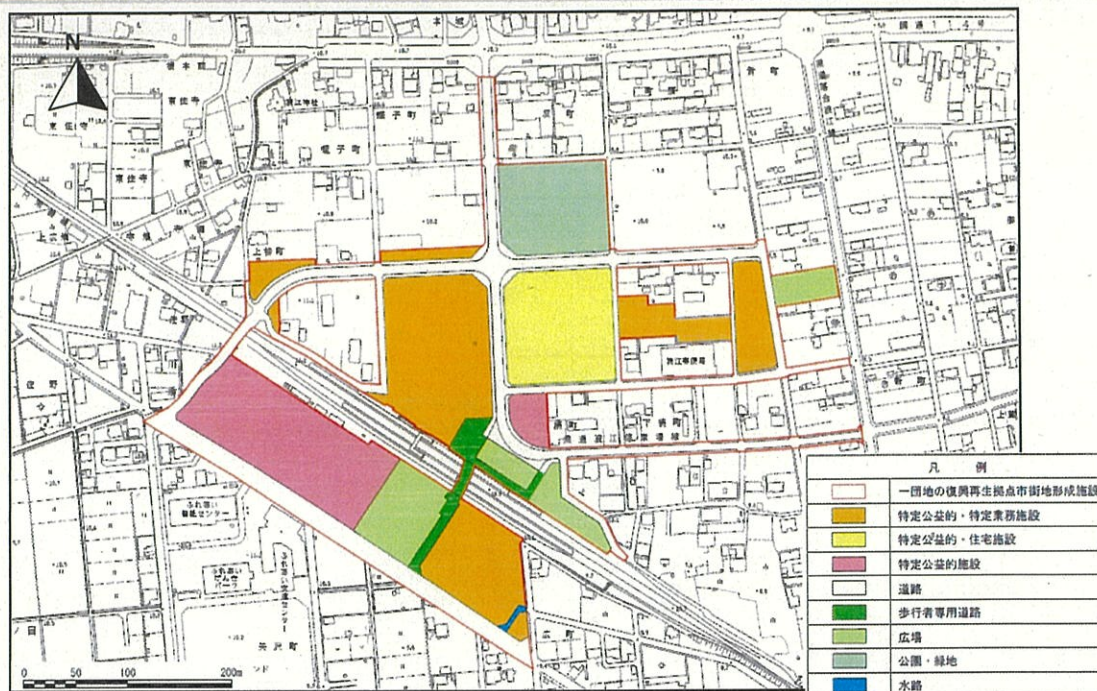
(2) 変更概要

事業区域及び土地利用計画の変更に伴い、下記のとおり面積等が変わります。

項目	面積 (ha)			変更理由等
	現計画	変更案	増減	
特定公益的・特定業務施設	3.3	3.1	▲0.2	歩行者専用道路の拡幅に伴う減等
特定公益的・住宅施設	1.1	1.1	±0.0	
特定公益的施設	1.8	1.7	▲0.1	都市計画道路六福線の拡幅に伴う減
特定公共施設 (道路、広場、公園・緑地、水路等)	5.4	5.9	+0.5	歩行者専用道路及び都市計画道路六福線の拡幅等
合計	11.6	11.8	+0.2	



(4) 変更後の土地利用計画



3 今後の予定

【都市計画の手続き】

本日の説明会

令和8年
5月21日・22日

本日の説明会、関係機関との協議・調整を踏まえ、都市計画変更の原案を作成します。

都市計画変更案の縦覧

令和8年
7月上～中旬

都市計画変更案を縦覧します。
住民及び利害関係人の方は、意見書を提出することができます。

都市計画審議会

令和8年
8月上旬

学識経験者や議会の議員などで構成する都市計画審議会に諮問し、都市計画案を審議します。

都市計画の変更

※上記スケジュールは変更が生じることがありますので、予めご承知おきください。



浪江町

浪江都市計画道路の変更について

3・4・5 六福線

令和8年5月

浪江町建設課



浪江町

浪江都市計画道路の変更

説明の流れ

1. これまでの経緯
2. 道路横断構成の変更
3. 都市計画の変更
4. 今後の予定

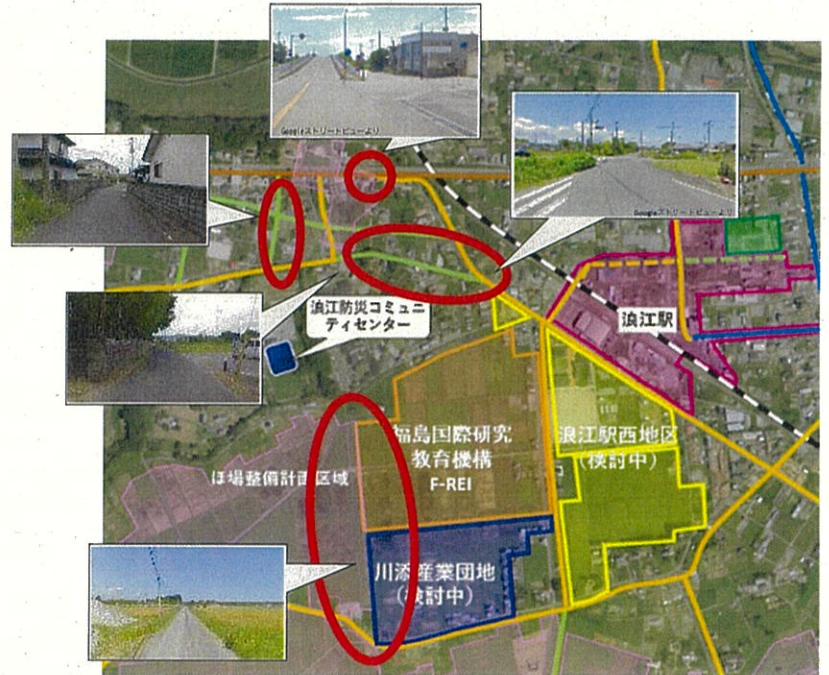
1. これまでの経緯 ～道路の現状と課題、事業の必要性（前回説明会のおさらい）～

① 浪江駅西側へのアクセス

- 現況： ✓ 複雑な交差点が複数存在
 ✓ 国道 114号の取付部が急角度
 ✓ 幅員の狭い区間が存在
- 将来： ✓ 駅西側周辺の整備により
 自動車や歩行者の交通量が増加

② F-REI・川添産業団地へのアクセス

- 現況： ✓ 幅員4mの一車線道路ですれ違いが困難
- 将来： ✓ 施設整備により、大型車交通量が増加



～課題～

- ◆ 交通の**安全性**と**円滑性**
- ◆ 各施設への**アクセス機能**

安全・安心、円滑性を向上させ、より良い道路（線形・幅員）とするため、アクセス道路の整備（都市計画道路の変更）が必要

※ 11/22地元説明会と同じ内容

2

1. これまでの経緯 ～アクセス道路の線形（見直し後）～



※ 11/22地元説明会と同じ内容

3

～これまでの経緯～

- ・ 令和7年 7月19日 第1回地元説明会 道路事業の着手を説明
- ・ 令和7年11月22日 第2回地元説明会 道路計画(見直し後)を説明



～本日の説明内容～

- ①道路横断構成の変更案
- ②見直し後の道路計画に合わせた「都市計画の変更案」
をご説明します。

※②は都市計画道路六福線のみ

4



浪江町

2. 道路横断構成の変更

5

2. 道路横断構成の変更

近年の道路整備で必要な視点

- (1) 安全で快適な通行空間
- (2) 環境負荷の低減
- (3) まちづくり・地域振興
- (4) 健康の増進

浪江町の課題

- (1) 安全性
 - ❑ 歩行者と自転車、自動車の混在による事故リスク
 - ❑ 高齢化によりシニアカー・車いす利用者の増加、電動キックボード・電動アシスト自転車の普及
 - ⇒ 歩車分離が必要不可欠
- (2) 自転車交通の増加
 - ❑ 企業立地が進み、通勤手段として自転車利用の増加
 - ❑ F-REIの整備
 - ⇒ 国際的な研究拠点にふさわしい周辺環境整備が必要
- (3) 地域の波及効果
 - ❑ サイクルツーリズムとの連携による地域振興・観光効果

自転車通行空間の整備が必要

道路に必要な視点、町の課題を踏まえ、アクセス道路に自転車通行空間を整備します



(出典:「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (R6.6)」国土交通省)

6

2. 道路横断構成の変更



7

2. 道路横断構成の変更 ～①都市計画道路 六福線（路線1）～

都市計画道路六福線は、路線1-1、路線1-2 の2区間に分けて整備します。

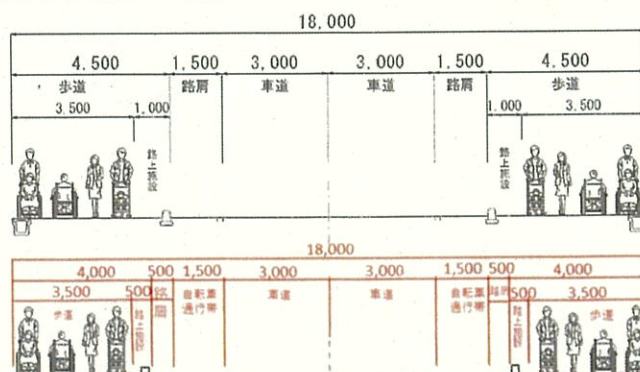
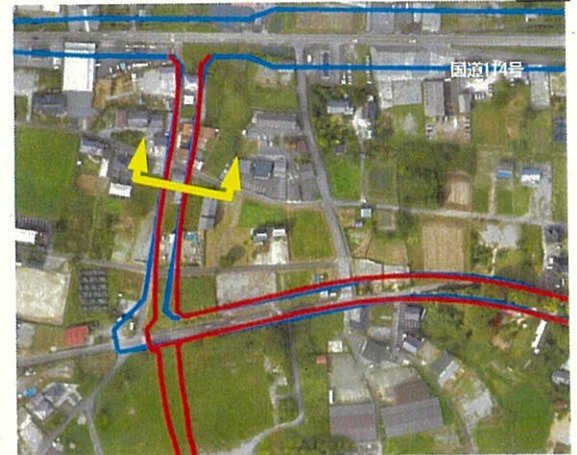
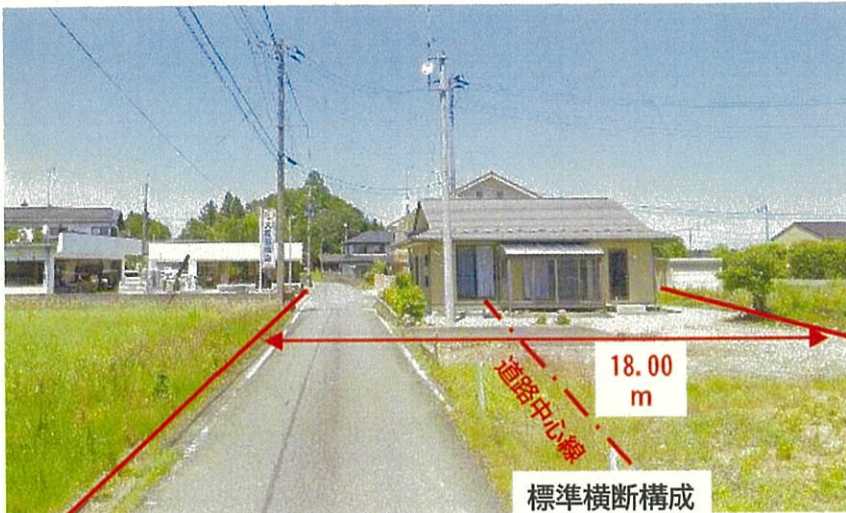
路線	路線1-1（両側歩道）	路線1-2（片側歩道）
見直し前		
見直し後	歩道の幅を変更し、自転車通行帯を確保	路肩の一部を自転車通行帯へ変更
備考	● 浪江駅西側～（浪江中学校跡）～国道114号 ● 自転車通行帯を両側に整備【今回変更】 ● 幅員は変更しない W=18m	● 浪江駅西側～県道落合浪江線 ● 自転車通行帯を両側に整備【今回変更】 ● 幅員は変更しない W=11m

8

2. 道路横断構成の変更 ～①都市計画道路 六福線（路線1）～

路線 1-1

断面位置



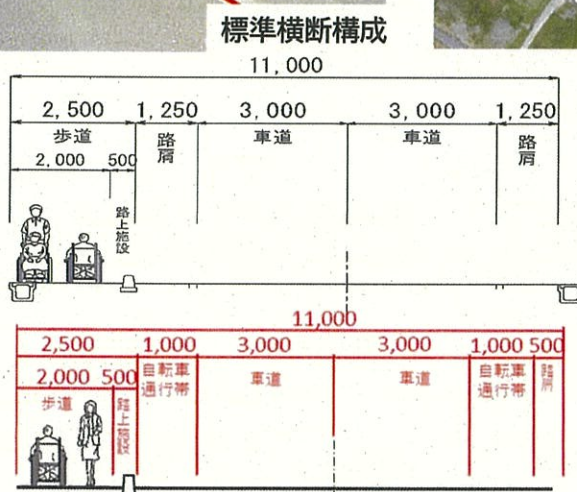
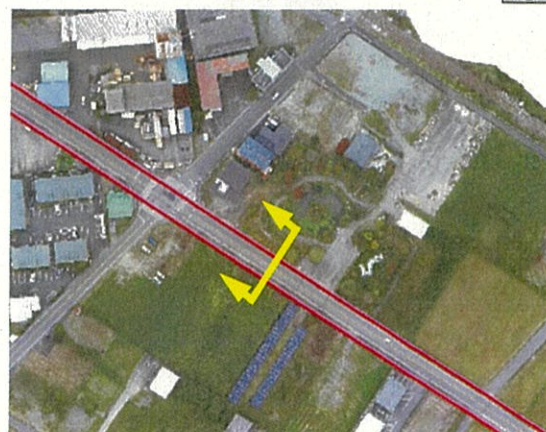
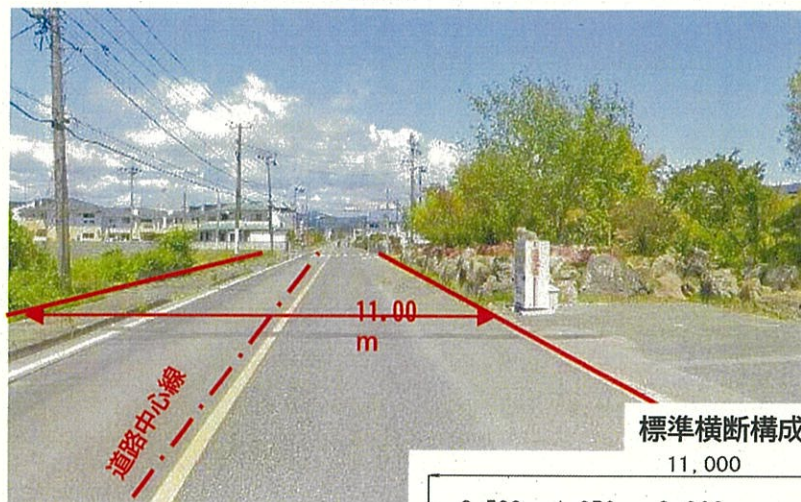
凡例（道路幅員）
 一：見直し前
 一：見直し後

9

2. 道路横断構成の変更 ～①都市計画道路 六福線（路線1）～

路線 1-2

断面位置



凡例（道路幅員）
 ー：見直し前
 ー：見直し後

10

2. 道路横断構成の変更 ～②町道 北大坂上反町線（路線2）～

※町道北大坂上反町線は、路線2-1、路線2-2 の2区間に分けて整備します。

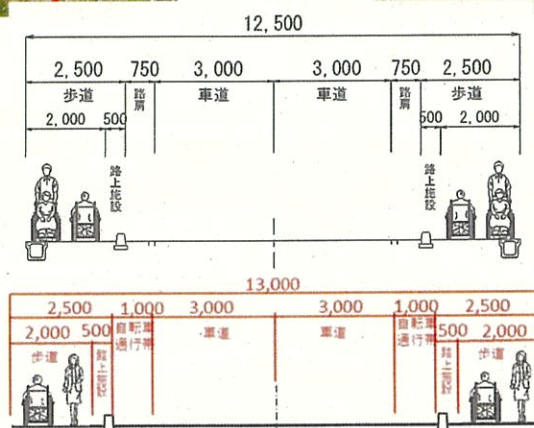
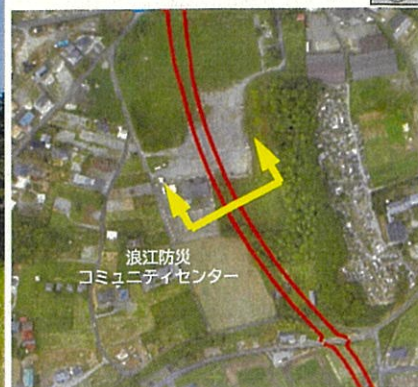
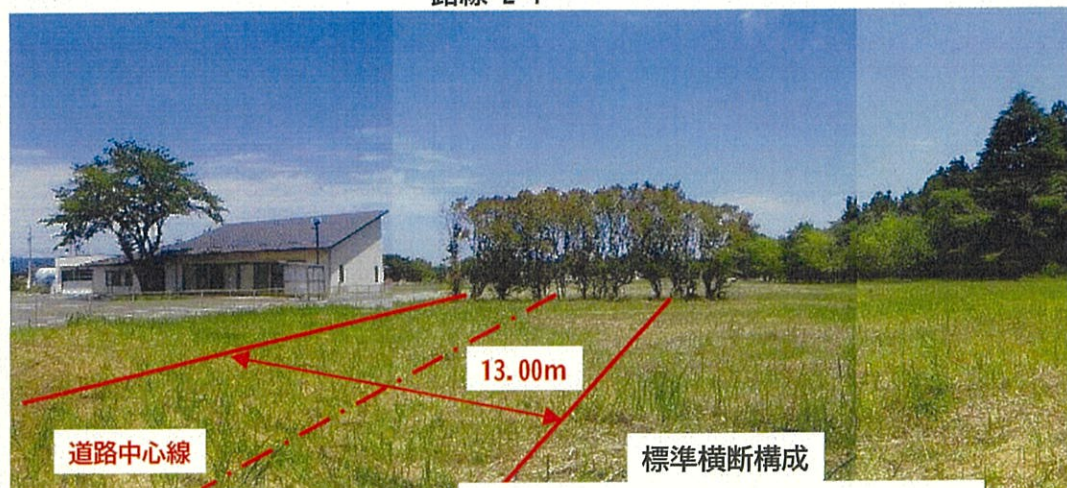
路線	路線2-1（両側歩道）	路線2-2（片側歩道）
見直し前	12,500	500 10,000
見直し後	・幅員12.5m ⇒ 13.0mへ変更 ・路肩から自転車通行帯へ変更	・幅員10.0m ⇒ 11.0mへ変更 ・路肩から自転車通行帯へ変更
備考	- 六福線～防災コミュニティセンター東側～F-REI北側 - 自転車通行帯を両側に整備【今回変更】 - 幅員をW=12.5mからW=13.0mへ0.5m拡大	- F-REI北側～町道鳥喰後畑線 - 自転車通行帯を両側に整備【今回変更】 - 幅員をW=10.0mからW=11.0mへ1.0m拡大

11

2. 道路横断構成の変更 ～②町道 北大坂上反町線（路線2）～

路線 2-1

断面位置



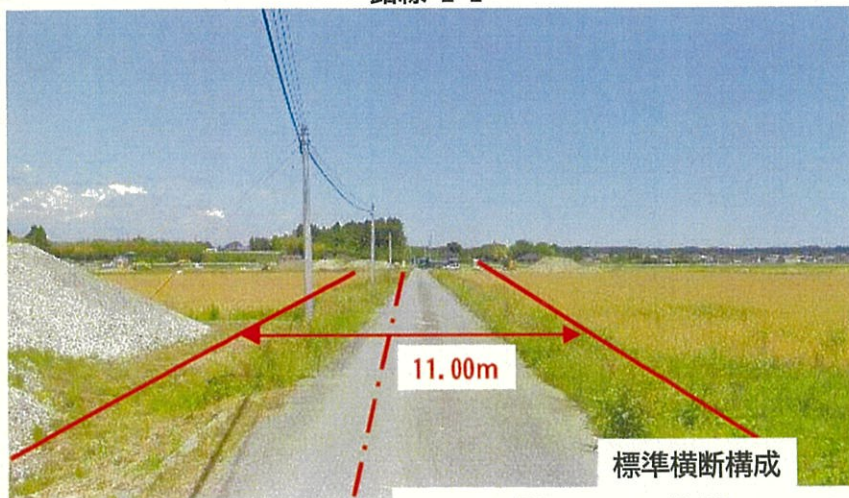
凡例（道路幅員）
 —：見直し前
 —：見直し後

12

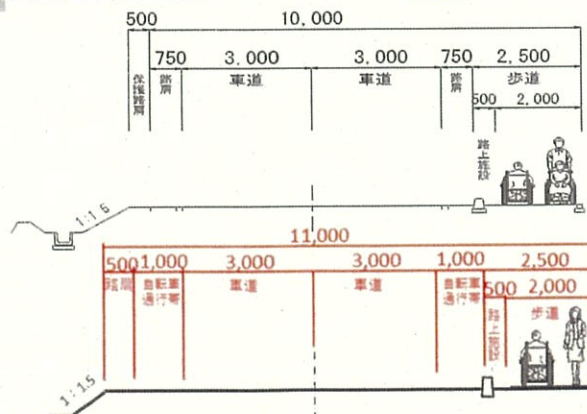
2. 道路横断構成の変更 ～②町道 北大坂上反町線（路線2）～

路線 2-2

断面位置



道路中心線



凡例（道路幅員）
 —：見直し前
 —：見直し後

13

3. 都市計画道路の変更案 路線1 六福線

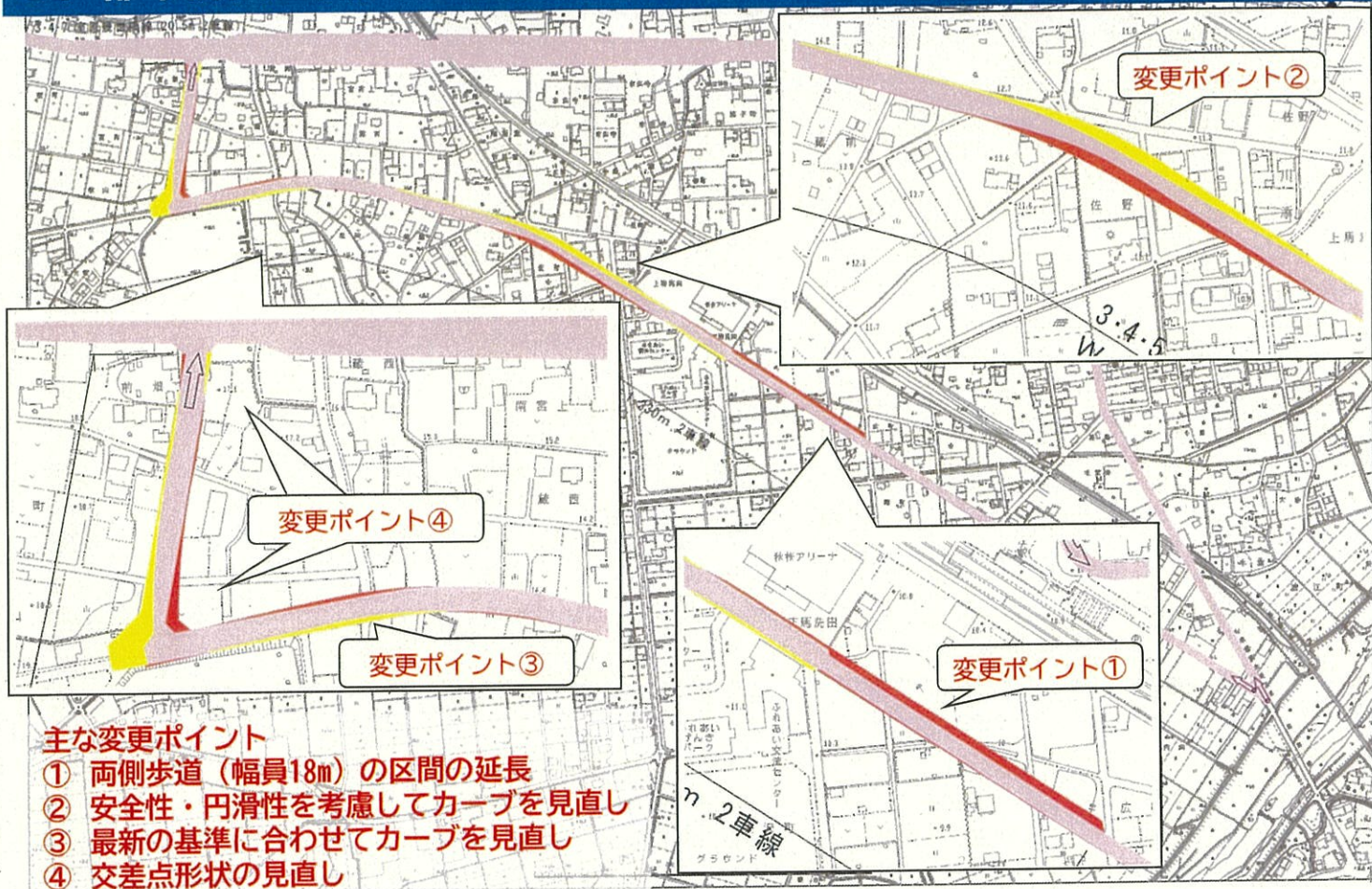
※路線2 町道北大坂上反町線は都市計画決定されていないため対象外

14

3. 都市計画の変更案 ～計画図～



3. 都市計画の変更案 ～計画図（拡大）～



浪江町

4. 今後の予定

4. 今後の予定

本日の説明会

令和8年
5月21日・22日 本日の説明会、関係機関との協議・調整を踏まえ、都市
計画変更の原案を作成します。

都市計画変更案の縦覧

令和8年
7月上～中旬 都市計画変更案を縦覧します。
住民及び利害関係人の方は、意見書を提出することができます。

都市計画審議会

令和8年
8月上旬 学識経験者や議会の議員などで構成する都市計画審議会
に諮問し、都市計画案を審議します。

都市計画の変更

令和8年
8月下旬 県知事との協議を経て、都市計画が変更されます。

※上記スケジュールは変更が生じることがありますので、予めご承知おきください。



タウンセンター西街区の 都市計画に係る説明会

- 令和8年5月21日(木) : 午前10時00分～ いわき市 (会場: 浪江町役場いわき出張所)
午後2時30分～ 浪江町 (会場: ふれあい交流センター会議室)
- 令和8年5月22日(金) : 午後2時00分～ 福島市 (会場: 浪江町福島出張所2階会議室)

復興拠点整備と都市計画について

- 浪江町は、国が設立した福島国際研究教育機構(F-REI・エフレイ)の川添地区への立地をふまえ、令和6年3月に「浪江国際研究学園都市構想」を策定しました。
- また、タウンセンターの整備の具体化に向けて令和7年3月「浪江駅西側地区整備計画」を策定し、駅周辺整備とF-REI施設整備の連携した魅力あるまちづくりを推進します。
- タウンセンター西街区は、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るため、都市計画に『一団地の復興再生拠点市街地形成施設※』として位置付け、福島復興再生拠点整備事業として整備します。

※「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」とは？

→復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設、特定公益的施設及び特定公共施設です。

- 「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画に定めると？
 - 町は、「福島再生加速化交付金」を活用することができます。
 - 地権者(土地等の提供者)の皆様は、税制上の特例措置の対象となります。
 - 都市計画決定後は、建築行為に制限がかかり、計画的なまちづくりに寄与します。

本日の説明会の目的と説明内容

●説明会の目的

本日の説明会は、都市計画の案を作成するにあたり、町が作成した素案の内容を、広く町民の皆様の説明するために開催するものです。

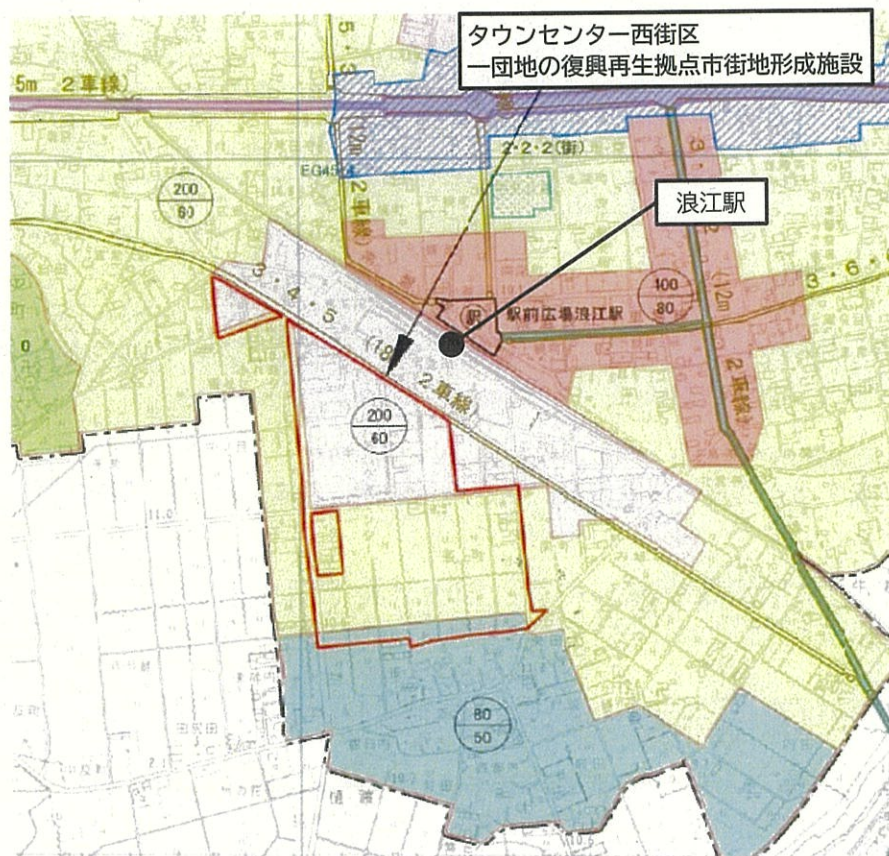
●都市計画に関する説明内容

- 1 都市計画案の概要について
 - (1) 名称、位置・区域、面積
 - (2) 施設の位置及び規模
 - (3) 建築物の容積率、建ぺい率
 - (4) 用途地域の変更
- 2 今後の予定について

1 都市計画の案の概要について

(1) 名称、位置・区域、面積

- 名 称 タウンセンター西街区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 位 置 双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町、大字川添字佐野、字中ノ目、字東師内、大字樋渡字張上町、字江添、字南町、字行成の各一部の区域
- 面 積 約 14.3ha



(2) 施設の位置



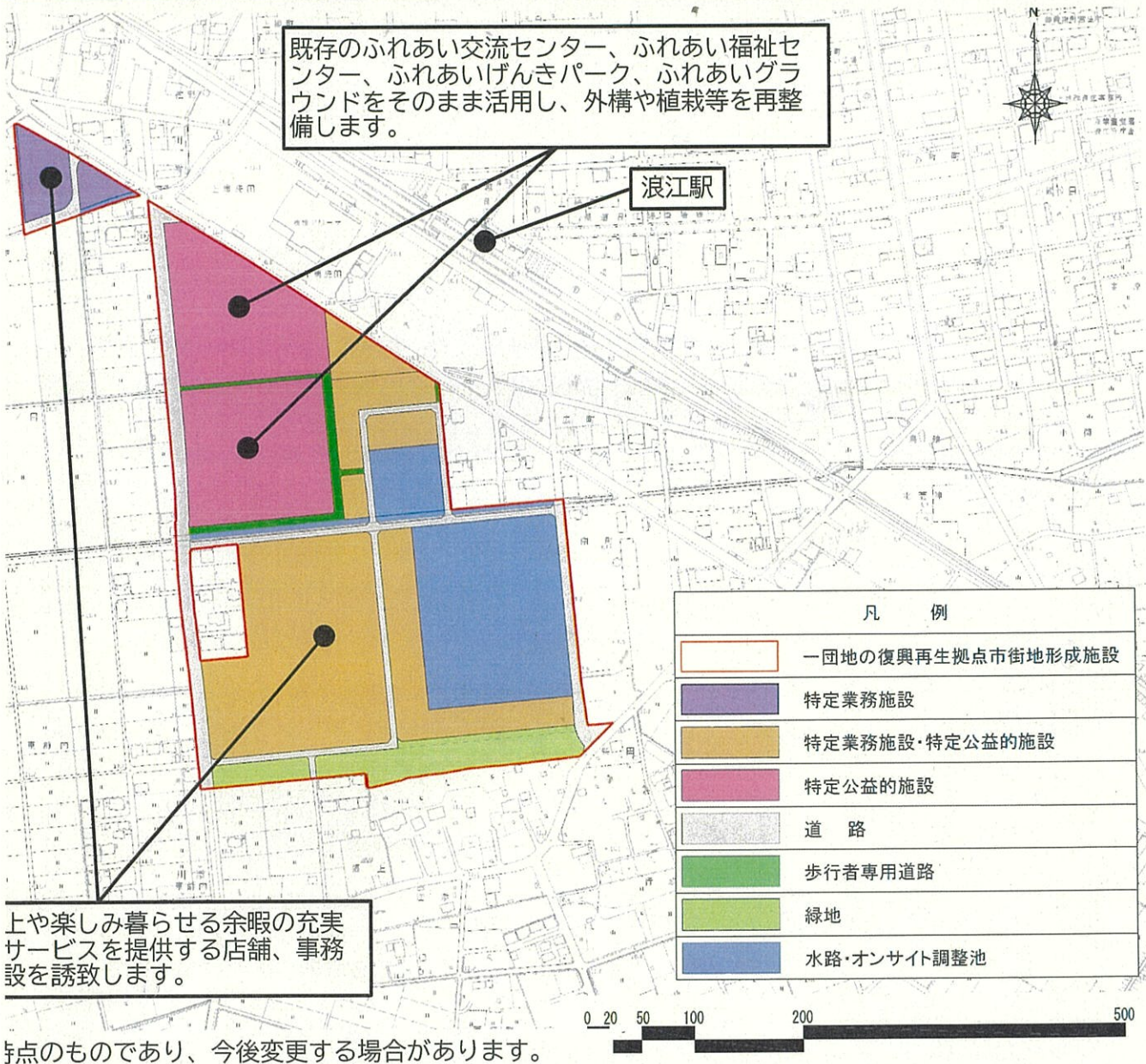
※この計画は、

(3) 建築物の容積率、建ぺい率及び高さ

敷地の空地や通風・日照等を確保し、土地利用計画に沿った建物規模とするため、建築物の容積率※1、建ぺい率※2及び高さの最高限度を定めます。

	特定業務施設	特定公益的施設 ・特定業務施設	特定公益的施設
建築物の容積率の最高限度	200%	200%	200%
建築物の建ぺい率の最高限度	60%	60%	60%
建築物の高さの最高限度	—	—	—

及び規模

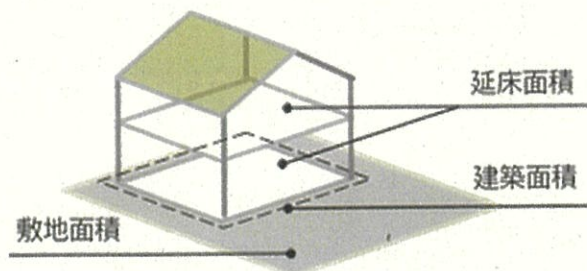


※1 容積率：敷地面積に対する延床面積の割合

$$\text{容積率 (\%)} = \frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

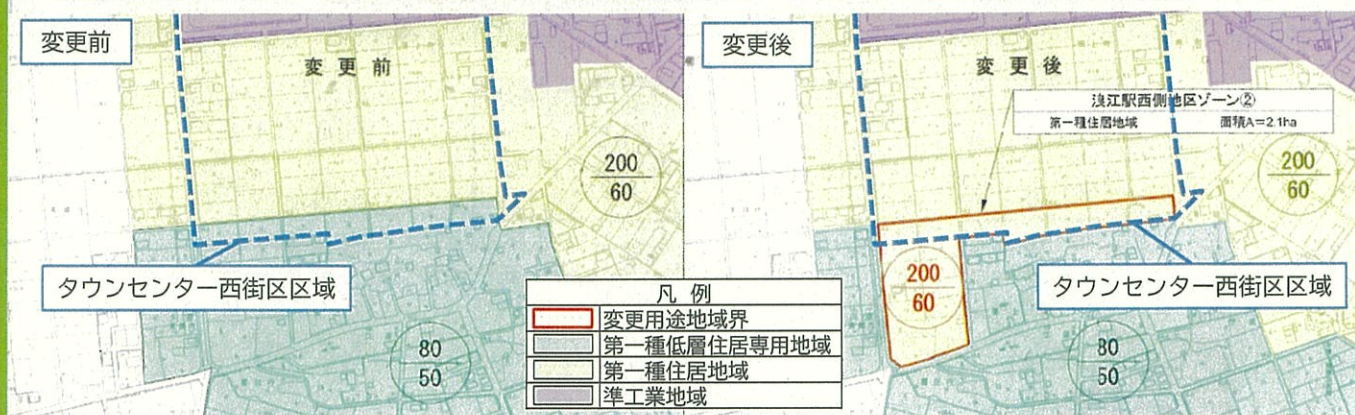
※2 建ぺい率：敷地面積に対する建築面積の割合

$$\text{建ぺい率 (\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



(4) 用途地域の変更

- 今回のタウンセンター西街区の都市計画にあわせて、浪江駅西側地区整備計画の実現を図るため、第一種低層住居専用地域の区域の一部を第一種住居地域に変更します。



2 今後の予定について

都市計画の手続き

本日の説明会

令和8年
5月21日・22日

本日の説明会、関係機関との協議・調整を踏まえ、都市計画変更の原案を作成します。

都市計画の案の縦覧

令和8年
7月上～中旬

都市計画変更案を縦覧します。
住民及び利害関係人の方は、意見書を提出することができます。

都市計画審議会

令和8年
8月上旬

学識経験者や議会の議員などで構成する都市計画審議会に諮問し、都市計画案を審議します。

都市計画の決定

タウンセンター西街区整備事業の実施

都市計画の決定後、都市計画事業として認可を得て、事業を実施します